

## 《生産振興計画の実現に向けた取組》

### 1 新規就農者の確保・育成

#### (1) 取組のねらい

- 将来の産地の核となる担い手を育成するため、市町やJA等が実施する研修制度や農業法人への就業により栽培技術や経営スキルを習得し、経営力を高めた上で早期に経営安定が図れるよう新規就農者が定着しやすい仕組みを構築します。

#### (2) 現状と課題

- 新規就農者育成交付金の交付や実践型研修施設の整備等により、就農準備段階から経営安定まで切れ目のないケアを行う仕組みの構築に取り組んできましたが、希望する農地を確保できないため、研修修了と同時に独立就農できないなど、新規就農に向けた仕組みが十分に機能していません。
- 雇用就農の受け皿となる大規模経営を目指す経営体の育成や農業法人の参入が遅れており、就農希望者の雇用就農希望に添えることができていません。

#### (3) 第Ⅱ期計画の取組

##### ア 雇用就農者の確保・育成

- 大規模生産を目指す経営体の企業経営への転換を支援するとともに、県内食品関連企業などによる農業参入を推進することにより、雇用就農者が就業する場を確保します。

##### イ 独立就農者の確保・育成

- 栽培技術や経営スキルを着実に修得させるため、市町やJAグループなどが実施する実践型研修の充実に向けた支援を行います。
- 農地中間管理機構と連携して農地の確保を確実に行うとともに、ひろしま農業創生事業（リース事業）などを活用し、初期投資の軽減に取り組むなど新規就農に向けた仕組みを構築します。

#### (4) 取組の手順

##### ア 雇用就農者の確保・育成

- 雇用就農者が、栽培技術から労務管理や販売までの経営スキルを実践を通じて習得できるよう、大規模経営を目指す経営体（インキュベーション法人）に対して、研修や専門家派遣などによる支援を行います。 → 7 経営力の向上
- 農業技術大学校等と連携し、経営体と就農希望者とのマッチングの機会を設けるなど、農業参入企業等に対する雇用就農者の確保に取り組みます。

##### イ 独立就農者の確保・育成

- 農業関係高校や農業技術大学校等と連携して、就農に向けた様々な事例の紹介、意見交換、体験研修などを行うことにより、生徒に対する就農イメージの醸成を図ります。

- J Aグループと県が連携して運営しているホームページや就農フェアなどを活用し、市町やJ Aグループ等が実施する実践型研修を受講する研修生の確保に取り組みます。
- 実践型研修における研修内容の充実や運営について支援します。
- 研修生が円滑に就農できるよう、市町や農地中間管理機構等と連携しながら農地集積、施設整備を行うとともに、機械や資金等の計画的な導入に向けた支援を行います。  
→ 3 優良農地の担い手への集積 5 機械・施設の整備
- 経営開始後の早期安定化に向けて、研修や専門家派遣などを行い、生産技術や経営スキルの向上が図られるよう支援します。  
→ 7 経営力の向上

## 2 企業参入の促進

### (1) 取組のねらい

- 組織運営のノウハウや資金力などを保有していると見込まれる企業の農業参入を促進することにより、早期に経営安定が可能な大規模経営体を確保します。

### (2) 現状と課題

- 企業の農業参入については、平成28年度末で76法人が参入しています。
- 企業が農業参入するにあたって、販路や必要な農地の確保などが主な課題となっています。
- 参入する企業側の要望に応じて、これまで、生産技術や農地確保などの支援を行ってきましたが、「販路」を持つ県内食品関連企業等に対して積極的な参入を働きかけるなど、企業参入に向けた戦略的な取組が不十分でした。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

- 販路を持つ県内食品関連企業等に対して、まとまった優良農地の確保と併せて、先進的な技術を有する農業法人との連携を図るなど、企業参入の持つ課題を早期に解決することで、確実な参入を促進します。

### (4) 取組の手順

- 県内食品関連企業等に対して農業参入を働きかけ、参入に関するニーズや課題などを把握します。
- 参入予定企業が、営農に関するビジョンを具現化できるよう、生産作物や導入技術など収益確保が可能となる計画の作成に向けた支援を行います。
- 外部コンサルタントを活用しながら、全国の先進的な農業法人の探索や参入予定企業との連携を進めることにより、農業参入決定までの期間の短縮を図り、早期の参入を進めます。
- 農地中間管理機構との連携等により、農地所有者が貸付を希望する農地のうち、企業誘致が可能な農地をリストアップし、参入企業の農地の確保に努めます。

→ 3 優良農地の担い手への集積

- 企業のニーズに応じて、ほ場や施設などの整備を行います。  
→ 4 生産性の高いほ場の整備 5 機械・施設の整備
- 経営計画に基づき、技術力の向上や販売推進、規模拡大等が図られるようフォローアップします。  
→ 7 経営力の向上

### 3 優良農地の担い手への集積

#### (1) 取組のねらい

- 園芸品目を導入し企業化を目指す担い手等に対して、円滑に農地が集積されるよう、担い手が農地の借受を希望する地区において、人・農地プラン等を通じた地域の合意形成により、まとまった農地が確保できる仕組みを構築します。
- 集落法人等における規模拡大や農地の集約化、法人間連携による農地の利用調整を推進することで、水稻を中心とする担い手の生産性向上や低コスト化を実現します。

#### (2) 現状と課題

##### ア 農地集積の状況

- 遊休農地を活用した大規模農業団地の整備や担い手の意向に基づく農地の確保により、担い手への農地集積は進みつつありますが、貸付希望農地の多くは条件が悪く、特に県南部地域では、数ヘクタール規模のまとまった農地を確保することが難しい状況にあります。

##### イ 推進体制

- 担い手への農地集積は、主に市町、農業委員会及び農地中間管理機構が取り組んでいますが、主体的に活動する機関が明確でなく、関係機関が連携した農地集積の仕組みが十分に機能していません。

##### ウ 担い手と農地所有者の意向把握

- 農地中間管理機構に借受を希望する担い手は、県内の担い手の約1/3にとどまっており、市町やJAグループ等が把握しているその他の担い手に対して、農地中間管理機構の活用に向けた働きかけが十分に行われていません。
- 農業委員会は、遊休農地の利用意向調査を行っていますが、ほ場整備した農地(筆)ごとの意向把握を行っておらず、担い手が必要とする優良農地の掘り起こしができていません。

##### エ 担い手が必要とする農地の条件整備

- 優良農地を借り受けたい担い手の意向に対応するためには、基盤整備により耕作条件の改善が必要な農地があり、特に、園芸作物導入にあたっては、排水不良等への対策が必要となっています。  
→ 4 生産性の高いほ場の整備

##### オ ほ場整備された優良農地の有効活用

- 後継者確保や経営の継続に不安を持つ集落法人の優良農地を、担い手へ提供する取組を進めましたが、集落法人の多くは自ら農地を守る意識が強く、また、現状では経営規模の維持を望む意向があり、担い手への農地提供が進みませんでした。

- 県とＪＡ広島中央会が連携して、農地を維持管理する組織の設立や、その組織がまとめた農地を経営発展意欲のある経営体に活用してもらう新たな農地集積モデルを提案し、一部の地域で話し合いが進められています。
- 集落法人の規模拡大や法人間連携、地域農業集団における今後の営農や農地利用の意向などについて、県やＪＡグループでは、これまで継続的に把握することができていませんでした。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

#### ア 推進体制

- 県は、市町、ＪＡグループ、農業委員会及び農地中間管理機構との合意形成により、重点的に取り組む地区を設定し、担い手や地域の意向の具現化に向けた取組をマネジメントしながら農地集積を進めます。

#### イ 担い手と農地所有者の意向把握

- 市町やＪＡグループ、農地中間管理機構が把握している認定農業者や新規就農者、参入企業等の担い手の農地借受希望をリスト化し、農地中間管理事業の活用を促します。
- 県が重点的に取り組む地区として、県南部地域や新規就農者の農地確保に取り組む地区、また、ほ場整備は行われたものの担い手が不在のため農地の流動化が必要となっている地区を選定しながら、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携して農地所有者の意向確認を行います。
- 農地中間管理機構や県農業会議と連携し、農業委員会が取り組む「１人１年１マッチング（貸付希望農地のリスト化と担い手への農地集積）」を支援します。

#### ウ ほ場整備された優良農地の有効活用

- 県とＪＡ広島中央会、農地中間管理機構等と連携して、集落法人や大型稲作経営体の規模拡大等の意向調査や地域農業集団等に今後の営農や農地利用意向調査を行い、市町やＪＡグループと情報共有します。
- 各種意向調査の結果をもとに、担い手間連携や規模拡大を目指す意欲ある集落法人等や、地域外からの担い手の誘致や法人化、農地を維持管理する組織の設立等を目指す地域農業集団等に対して、その具現化を進める市町やＪＡグループの取組を支援します。

### (4) 取組の手順

- 県は、市町やＪＡグループ、農地中間管理機構が把握している、認定農業者や新規就農者、参入企業等の農地借受希望をリスト化します。また、地域農業集団等の意向に基づき、法人化等の意欲ある地区をリスト化します。
- 県は、担い手や地域の意向に基づき、重点的に取り組む対象（経営体、地区）を市町等関係機関との合意形成により選定します。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地所有者の筆ごとの利用意向調査を実施し、貸付希望農地のリスト化を行うとともに、内容が分かりやすくなるよう図面へ反映します。

- 重点的に取り組む地区では、県自らが、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）と連携して、農地所有者の意向を確認するとともに、その情報をマッピングして、まとまった農地となるよう貸付希望農地の掘り起こしを行います。
- 県は、市町等が行う担い手育成に係る会議等において、農地中間管理機構のコーディネータや農業委員、農地利用最適化推進委員の参画のもと、担い手の意向と農地所有者の貸付希望農地のリストに基づき、今後の対応策の協議・共有を図る取組を主導します。
- 重点的に取り組む地区では、担い手と農地の情報に基づき、県が、主体的に市町等の関係機関と連携した取組をマネジメントして進めます。
- 担い手とマッチングする農地を明確にした上で、市町が地域内の合意形成を図り、人・農地プランの作成や見直しを行います。
- 担い手が複数存在する地域では、農地中間管理機構が地域一帯の農地を借り受け、分散蹠ほの解消を行うなど、農地の集約化を進めます。また、農地中間管理機構が借り受けた農地を数ヘクタール規模のまとまりとなるまで一定期間ストックし、参入企業や新規就農者等に貸し付ける取組を進めます。

## 4 生産性の高いほ場の整備

### (1) 取組のねらい

- 地域の特性に合わせて、遊休農地を活用した低コストな再整備と水田の汎用化（畑地化を含む）による農業団地を整備することで、規模拡大を行う経営体における、重点品目などの単収確保と生産性の向上を実現します。

### (2) 現状と課題

#### ア 遊休農地を活用した団地の整備

- キャベツの生産拡大に向け、県中北部地域の農地の確保は一定程度進み、キャベツの大規模栽培が始まりました。

[図 1-8 キャベツ・レモンの農地整備事業の実施（予定）地区]



## イ 水田の汎用化（畑地化を含む）

- 規模拡大意欲のある担い手が、野菜等の高収益作物の導入を図るため、水田の汎用化を進めてきましたが、水田から畑地へ転換した場合の排水対策や土づくり等が十分ではなかったことから、目標収量を確保できていません。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

#### 《整備対象農地》

##### ア 農業団地の整備

- まとまった面積の遊休農地を整備し活用することで、核となる経営体を誘致・育成します。

##### イ 水田の汎用化（畑地化を含む）

- 高齢化等により、これまでの生産体制が維持できなくなった水田地帯を中心に、野菜等の高収益作物の導入を進めるため、水田の汎用化（畑地化）を進めます。

#### 《基盤整備の手法》

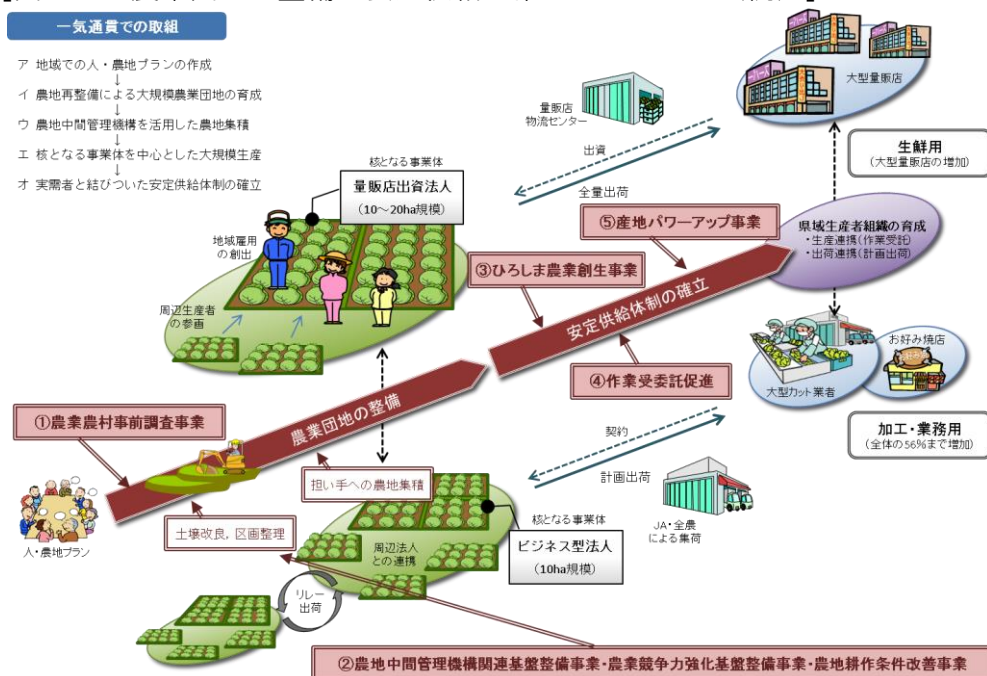
##### ウ 農地の再生・整備

- 経営体の営農計画、整備コスト、生産活動の効率性等を総合的に勘案した上で、生産性の高い農地の再生・整備を行います。

##### エ 効果的な排水対策や土づくり

- 遊休農地を畑地化する場合や、水田の汎用化（畑地化を含む）を行う場合において、目標収量が確保できるよう排水対策や土づくりを行います。

[図 1-9 農業団地の整備と安定供給の確立のイメージ（例）]



### (4) 取組の手順

#### 《整備対象農地》

##### ア 農業団地の整備

- 過去に開拓され、経年変化により遊休化した農地をリスト化し、土地権利関係等の整理を行います。

- 地域における人・農地プランを作成し、核となる担い手を決定します。
- 農地中間管理事業を活用した利用権設定や、特定作業受委託による農地集積を行います。
- 農地などの再生・整備を行います。

#### イ 水田の汎用化（畑地化を含む）

- 農業従事者の高齢化等により、農地の維持が困難となっている地域を対象に、貸し出し可能な農地をリスト化し、土地権利関係等を整理します。
- 地域における人・農地プランを作成し、核となる担い手を決定します。
- 農地中間管理事業の活用や特定作業受委託による農地集積を推進します。
- 農地などの整備を行います。

#### 《基盤整備の手法》

#### ウ 農地の再生・整備

- 候補地の気象・水文、地形・地質、水源・河川流量、将来の農業振興構想、農業水利の現況、自然環境等について調査します。
- 調査結果に基づいて受益地域を決定し、事業の必要性、技術的可能性、経済性、農家負担能力の妥当性、環境との調和への配慮など事業の基本的要件について検討し、事業計画案を作成します。
- 計画案については、調査・計画策定の過程で受益農家へ説明を行うとともに、意向調査や河川管理者等関係機関との協議・調整を行いながら修正し、早期の合意形成を図ります。
- 基盤整備の実施にあたっては、極力、低コストで早期に工事が完成するよう配慮します。
- 大区画ほ場への再整備を検討する場合、既存の農道や水路を活かすことで整備費用の削減を図ります。地形が平坦な場合は、区画長辺の畦畔を取り除いて短辺方向に区画を拡張し、現況の用排水路を活かす畦抜き工法を検討します。
- 傾斜地においては、等高線方向への区画拡大による切盛土量の削減や農道や水路の配置を最小限にするなど、地域の実情に応じた整備を検討します。
- 大規模農業経営の観点から、栽培・収穫作業の効率化や機械作業の安全性の確保、畦畔の草刈等の労務負担の軽減など、営農の最適化に配慮した基盤整備を行います。
- 上記を踏まえ、土地改良法に基づく農家の同意取得などの手続きを行った上で、事業計画を確定し、工事に着手します。

#### エ 効果的な排水対策や土づくり

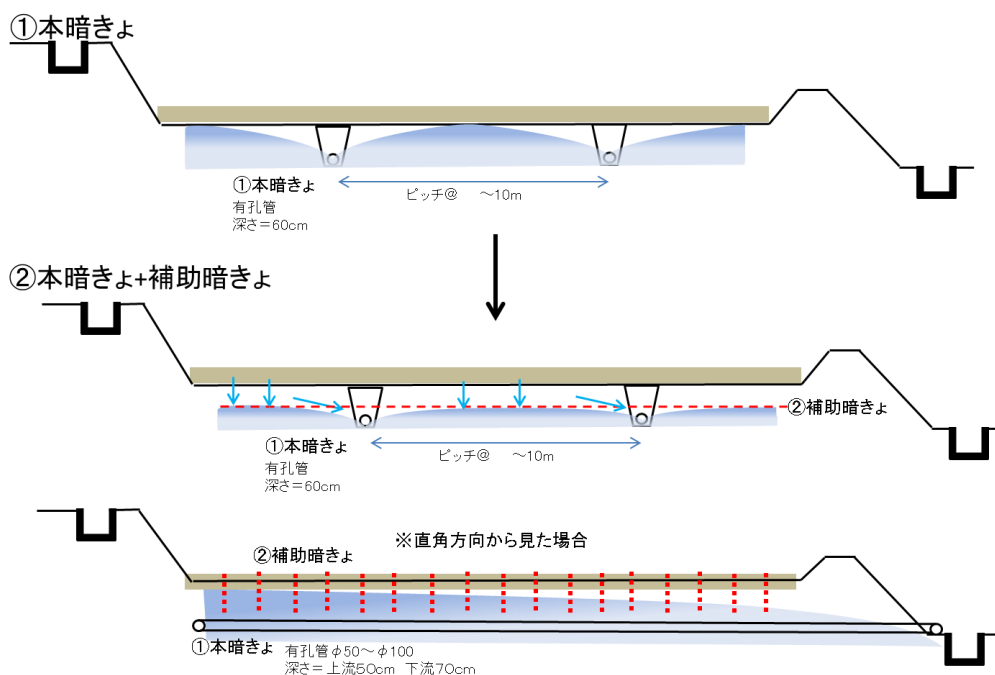
- 傾斜、額縁水路、地下かんがいシステム、弾丸暗きよ、客土、土層改良など、試験ほ場を設置して収量の増加などの効果を検証し、地域に適した工法を計画的に波及させます。

[表 1-13 水田の汎用化（畑地化）における排水対策の考え方]

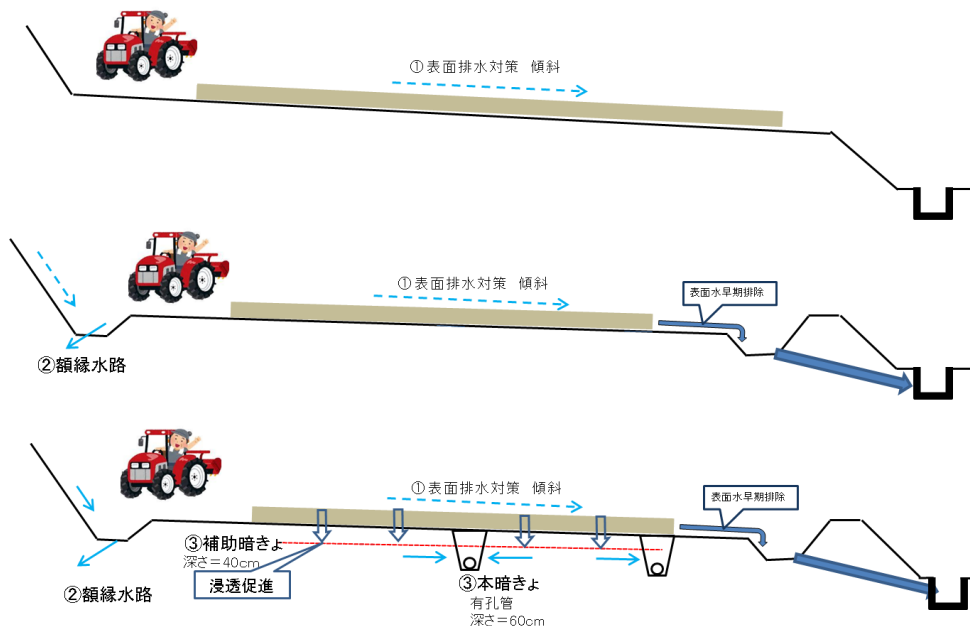
畑地利用における課題	整備方針
①代掻きと湛水状態を繰り返した土壤であり，表土の土壤構造は，一般的に単粒構造なる泥状状態である。	①排水対策及び心土破碎により，土壤への亀裂を形成することで，気相の増加を促すとともに，有機物の施用により，団粒構造化を促進させる。
②低湿地が多く，地下水位が高い。	②湧水処理による周辺からの恒常的湧水の排除，暗きよ排水による重力過剰水の排除，基盤土への亀裂による土層の乾燥化を促進させる。
③畑作物に対する作土厚が足りない。	③畝間の土を利用した畝立てにより作土層を確保する。
④表面が均平であるため，過剰降雨が表面に停滞しやすい。	④区画周辺への額縁明きよの設置，畝間の排水性を改善する。

[図 1-10 水田汎用化（畑地化）及び畑地における排水対策（イメージ）]

水田汎用化（畑地化含む）における排水対策【実施例（イメージ）】



畑地における排水対策【実施例（イメージ）】※傾斜は地形条件を考慮





## 5 機械・施設の整備

### (1) 取組のねらい

- 機械・施設の導入に際して低コスト化や就農初期の負担軽減策，資金調達と返済の負担軽減等に取り組むことで，新規就農や経営規模の拡大を円滑に進めます。

### (2) 現状と課題

- コストや耐風雪性を踏まえながらハウス資材を見直すことなどにより，資材価格の高騰への対策や簡易ハウスの導入を進めてきました。
- 投資のリスク軽減を目的に，県とJAグループが連携してひろしま農業創生事業（リース事業）を創設し，リース料の据置き措置や中途解約が可能な仕組みを整え，新規就農者でも安心して活用できる仕組みづくりに取り組みました。
- これに，国庫補助事業や市町，JAの補助制度等を組み合わせることで，経営体の施設整備が円滑に進むよう支援してきました。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

- リース事業の活用により野菜産地における経営安定や規模拡大を更に進めるとともに，新たに果樹産地での事業活用などにより，施設園芸の拡大を目指します。
- 複合環境制御装置やICTを活用した先進的なシステムの導入が，生産性の向上につながるよう支援します。

### (4) 取組の手順

- 担い手の機械・施設整備計画に沿った資金調達が進むよう，各種事業の組合せによる活用を提案します。
- 環境制御装置などを導入する担い手に対しては，関係機関と連携しながら生産計画や資金調達，販売計画などを総合的に検討し，適切な事業活用を進めていきます。

## 6 農業労働力の確保

### (1) 取組のねらい

- 経営体が必要とする労働力を確保することで，担い手の経営規模を拡大する仕組みを構築します。

### (2) 現状と課題

- 県内の経営体における雇用動向については，平成22年から27年までの5年間で，臨時雇用者を雇い入れる経営体が45%減少する一方で，常時雇用者を雇い入れる経営体が30%余り増加しています。
- 県内のトマト及び青ネギの2産地において今後見込まれる雇用ニーズを調査したところ，平成30年からの3年間で毎年4～16名のまとまった常時雇用者を確保したいというニーズのあることが明らかになりました。

- これまでの雇用対策は、親族や地域の女性農業者等の知人を中心として属人的な募集を行っていましたが、地域における高齢化が進展し、また、近年では、他産業も労働力を確保するために時給等雇用条件を引き上げるなど、農業において労働力を確保するための環境は厳しくなっており、個人的に募集をかけるだけでは、必要となる常時雇用者を確保することが困難な状況になりつつあります。
- 労働力の確保に向けては、効果的な求人情報の発信やマッチングの仕組みの構築、労働環境の改善など多くの課題があるものの、その解決に向けた取り組みは遅れています。

[表 1-14 広島県における農業経営体の雇用動向] (経営体, 人)

	常時雇用		臨時雇用	
	雇用経営体数	雇用人数	雇用経営体数	雇用人数
平成 22 年	475	3,293	8,602	33,205
平成 27 年	624	4,140	4,711	19,017

出典 (農林業センサス)

[表 1-15 県内産地における新規の常時雇用ニーズ]

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
就農希望者を毎年 2 名育成, 就農させ 産地拡大を進めるトマトの A 産地	4~6 人	4~6 人	4~6 人
グループ化により産地拡大を進める 青ネギの B 産地	16 人	14 人	10 人

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

#### ア 産地等における組織的な取組

- 農業労働力の確保に向けた仕組みづくりを行います。
- 既存労働力の最適配分などによる労務軽減を支援します。

#### イ 経営体による雇用確保のための取組

- 雇用に関する管理能力を向上させます。
- 作業環境の改善に向けて支援を行います。

### (4) 取組の手順

#### ア 産地等における組織的な取組

##### ○ 農業労働力確保の仕組みづくり

- ・ 農業経営体や J A, 行政等が一体となって労働力確保に取り組む推進体制づくりを進め、産地における農業労働力の必要数や時期, 期間等の集約結果に基づく効果的な求人情報の発信などに取り組みます。
- ・ 地域外からの農業労働力確保に向けて, 近隣団地等での求職ニーズ調査の実施や農福連携による雇用確保の取組などについて, 産地レベルで推進します。

##### ○ 労働力の最適配分などによる労務軽減

- ・ 産地における出荷調製作業などの共同化やアウトソーシングなどの検討を支援し, 既存の労働力の最適配分を行うことで生産部門の拡大につなげます。

## イ 経営体による雇用確保のための取組

### ○ 雇用に関する管理能力などの向上

- ・ 被雇用者にとって魅力的な雇用条件や雇用環境が提供できるよう、ひろしま農業経営者学校の受講や専門家派遣などを通じて、経営主自身の雇用管理能力の向上を目指します。

### ○ 作業環境の改善

- ・ シェード利用によるハウス内の防暑対策、休憩スペースやトイレの確保など働きやすい労働環境づくりについての助言を行うとともに、先進的な経営体における雇用条件などの情報提供を行います。

## 7 経営力の向上

### (1) 取組のねらい

- 家族経営から雇用労働力を導入した企業経営への転換などを支援することにより、経営体の組織運営能力を強化し、生産規模の拡大を進めます。

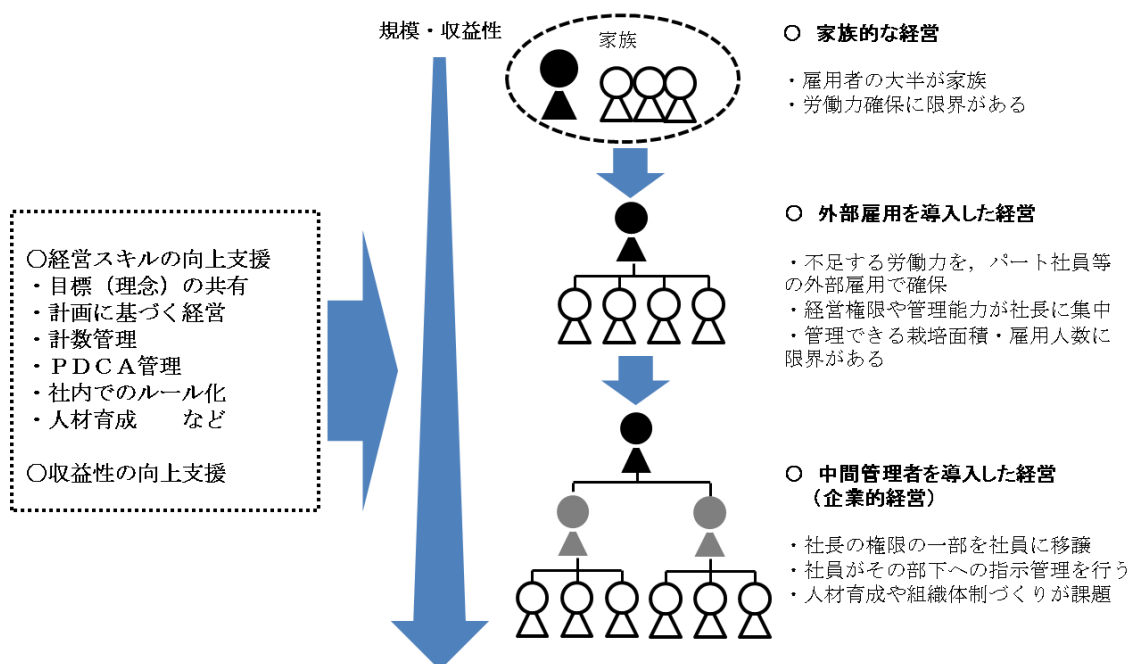
### (2) 現状と課題

- 農業産出額における担い手のシェアの拡大を図るため、第Ⅰ期計画では、経営発展を目指す担い手の組織強化や規模拡大に取り組んできました。
- 具体的には、普及指導員による生産技術の指導やひろしま農業経営者学校による人材育成、経営課題解決のための専門家派遣など、経営スキルの向上に取り組んだ結果、平成22年から27年までの5年間において、農業経営体の数が大幅に減少する中で、経営力の高い組織経営体は数及び生産額ともに大きく増加しました。
- 今後は、新たに規模拡大を志向する経営体に対して、拡大する時期やその規模などを踏まえた上で、農業技術指導所が中心となり、規模拡大に適した生産技術の指導や経営支援を行う必要があります。
- 経営発展や企業経営への転換を目指す経営体に対して、資金調達において信用力となる経営計画の策定、正社員雇用のための組織体制の整備、経営を担う人材の育成など、専門性の高い経営に取り組むための支援を十分に行っていません。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

- 企業的な経営への移行を図るため、経営者自身が経営理念を明確にし、その実現に向け、事業計画を作成し実行できるよう、適切な組織マネジメントの実施に向けた支援を行います。
- また、支援にあたっては、経営体の収益性や社員の能力を高められるよう、専門家の協力を得ながら行います。
- 社員の業務分担を明確化するとともに、人材育成や給与体系の整備など他産業並みの労務管理を進めることができるよう、企業的な雇用条件の整備に向けた支援を進めます。

[図 1-11 企業的經營の育成イメージ]



#### (4) 取組の手順

##### ○ 規模拡大意向を持つ経営体の経営発展

- ・ 経営者の課題解決をサポートするため、普及指導活動と連動させながら、ひろしま農業経営者学校の受講やビジネスブレインの活用により経営発展を支援します。

##### ○ 企業経営への転換

- ・ 普及指導員と経営コンサルタントなどの外部専門家がチームを編成して、規模拡大のために必要な課題の抽出を行った上で、生産性向上にむけたGAP導入やICTを活用した最適な作業体系の構築、雇用確保のための労働条件整備などの具体的な改善方法の提案を行います。また、持続的・自主的な経営改善に向けて、経営の見える化を推進します。
- ・ 人材育成意欲の高い経営体に対しては、全国の先進経営体を訪問し具体的な事例から人材育成に関するノウハウを習得するなど、実践的で効果的な人材育成の取組を進めます。

## 8 GAPの推進

### (1) 取組のねらい

- 担い手が、生産工程に係る計画や記録、点検による経営改善活動を行うGAPを実践することで、集積した農地や確保した労働力を効率的に活用した大規模経営を実現していきます。

### (2) 現状と課題

#### ア 生産者の現状

- 規模拡大や企業化に取り組む農業経営においては、ほ場数や作付品目、従業員数の拡大に伴って生産工程の細部まで管理が行き届かず、経営効率が低下する要因の一つとなっています。

- 多くの生産者は、安全な農産物の生産に向けては特段の配慮を行っているものの、収穫後の調製や出荷時の取扱いに際して、衛生面や安全性の視点を持って対応している生産者は多くありません。
- G A P実践・認証の取得を行わなくても、安全な農産物を供給していると考ええることに加え、取引先からG A Pへの取組を求められることがほとんどないことや、有利販売につながらないなど経営上のメリットに結び付かないことから、G A P実践、認証の取得が進んでいません。

#### イ 外部環境の変化

- 食品事故の発生や食のグローバル化による輸入食品の増加などから、消費者の「食の安全・安心」への関心が高まっています。
- 国においては、「2020 東京オリンピック・パラリンピック」での食材調達を契機として、G A P導入を積極的に推進しており、今後、大手量販店など流通業者が取り扱う農産物について、G A P認証が求められる可能性が高まっています。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

#### ア G A P実践及び認証取得

- 規模拡大の意向のある経営体等がG A Pを実践し、作業の効率化や品質の向上等により経営改善につなげるため、平成 29 年度に策定した「広島県G A P実践の手引（以下、「手引」という。）」の活用等による支援を行います。
- G A P認証を取得することにより、生産工程を適正に管理していることが客観的に証明されることから、県がモデルとして位置付けた経営体において、G A P実践による経営改善に加え、販売先からの信頼の確保につなげて販路を拡大できるよう支援します。

#### イ G A Pの推進に向けた環境整備

- 生産者のG A P実践や認証取得に対する支援体制を構築するとともに流通業者等の認知度の向上に向けた取り組みを行うことで、生産者によるG A P実践、認証の取得の拡大を図ります。

### (4) 取組の手順

#### ア G A P実践及び認証取得

- 大規模な拡大意向のある経営体やG A Pに対する意識の高い経営体等を、G A P推進のモデルと位置付けて認証取得を支援し、その取組を他の経営体へ波及していきます。
- 規模拡大の意向のある経営体、新たに農業参入する経営体及び意欲的な産地に対しては、手引を活用しながらG A P実践、更に認証取得に取り組むよう支援します。

#### イ G A Pの推進に向けた環境整備

- G A P実践・認証取得する生産者を適切に指導できるよう、研修等を実施することにより指導者を育成し、生産者への支援体制を構築します。
- G A Pに対する認識は低いものの、G A P実践が経営に有効と認められる経営体等を対象として、G A Pの必要性や効果などについて正しく理解してもらうよう普及す

るとともに、研修会やモデル経営体の取組事例の紹介などを行うことで、GAP実践に結び付くよう取り組みます。

- 流通業者や消費者がGAP実践、認証取得を行っている生産者の農産物を優先的に選択してもらえるよう、GAPの意義について普及啓発を行います。

## 9 スマート農業の推進

### (1) 取組のねらい

- ICTやロボット技術などを活用することで生産性の向上を図り、担い手の規模拡大を実現します。
- 本県の3/4は中山間地域で、狭小なほ場が多く作業効率が悪いことから、スマート農業技術を活用することで、収益性を改善します。

### (2) 現状と課題

- スマート農業に関する技術は日々進歩しており、ICTを活用した生産管理システムやGPSを使った農業機械などが実用化され、市販化されています。
- 土地利用型栽培においては、直進維持機能付の田植機や収量・食味センサー付きコンバインなどが、ほ場の区画が大きい地域を中心に民間主導で導入されています。
- 施設栽培においては、オランダ式の統合環境制御技術の導入が行われています。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

#### ア 情報収集

- 本県に適するシステムなどを効果的に導入するには、開発段階から関わるのが有効であるため、研究機関や民間企業と連携を図りながら最新情報を収集し、導入効果や課題を整理するとともに、実用性の高いものについては実証実験を行います。

#### イ 品目別の取組

- 土地利用型野菜（キャベツなど）  
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センターや民間企業と設立したコンソーシアムで開発された生育予測システムと出荷調整システムについて産地や大規模経営体で実証実験を行います。
- 施設野菜（トマト、ネギなど）  
既存施設において、統合環境制御技術に基づく二酸化炭素施用や本県が開発した自動調光システムなどを現地実証し、適用が可能な内容について普及を進めます。
- 水稻  
良食味米の栽培に取り組む地域において、マルチロータ（ドローン）を用いて生育状況の測定を行うとともに、そのデータに基づいた栽培管理による高品質多収生産の実証実験を行い新たな技術の普及を進めます。

## 10 販売力の強化

### (1) 取組のねらい

- 実需者ニーズに応える生産販売戦略の策定と実行，認知度向上・有利販売の推進，6次産業化の推進に取り組むことで，農林水産物の付加価値を高めるとともに，一般消費者や実需者の県産品に対する理解を高め，需要を喚起し，経営力の高い担い手の育成及び所得向上を図ります。

### (2) 現状と課題

- 人口減少や高齢化による国内市場の縮小，消費者嗜好の多様化，中・外食向け加工・業務需要の増加など，農林水産物を取り巻く流通，消費の環境は大きく変化しています。

#### ア 実需者ニーズに応える生産販売戦略

- 生産拡大意向のある産地等において，実需者ニーズを十分に把握しておらず，販売ターゲットが不明確なため，適切な生産販売戦略を検討できていません。

#### イ 認知度向上・有利販売

- 「広島県産応援登録制度」や地産地消の推進により，県産農林水産物の認知度向上や有利販売の実現に取り組んできました。
- 「広島県産応援登録制度」については，生産者が提案し実需者が評価した農林水産物等を県が登録する制度であり，魅力ある県産農林水産物等の発掘・PRや県内外での販路拡大を支援してきました。
- 特徴ある商品で供給力があり，量販店や飲食店など様々な実需者と取引ができる一部の生産者においては，新たな販路開拓に繋がりましたが，依然として，営業ノウハウ等が乏しい生産者等においては，生産した農林水産物の価値を実需者や消費者に対して正しく伝えきれておらず，有利販売に繋がっていません。
- 地産地消については，県産農林水産物の利活用促進や生産者，県民等の理解・協働促進に取り組んできました。
- 県産農林水産物等の購入意識は高まってきており，今後も，「広島県地産地消促進計画（第2次）」に基づき，「地産」「地消」「理解・協働」の3つの視点で，地産地消の取組を進めていく必要があります。

#### ウ 6次産業化

- 食品市場における付加価値の多くは，食品製造，流通業，小売業など2次，3次産業で生み出されており，農林漁業者の所得向上，経営力強化を図るためには，農林水産業と2次産業（製造業），3次産業（小売業等）との一体的な取組（1次×2次×3次）である6次産業化に取り組むことが有効です。
- 6次産業化の取組を広げるため，生産者に対する支援を行ってきた結果，34件<sup>(※)</sup>の総合化事業計画が認定されました。（※ 平成30年2月末現在の累計）
- 6次産業化の取組を広げていくためには，6次産業化の相談体制を整えるとともに，生産者の加工・販売ノウハウの習得や資金調達等への支援を行っていく必要があります。

### (3) 第Ⅱ期計画の取組

#### ア 実需者ニーズに応える生産販売戦略

- 生産拡大意向のある産地等に対して、生産支援と連携しながら、実需者ニーズに基づく「生産販売戦略」の策定支援を行うとともに、戦略において設定したターゲットへの販路拡大など、具体的な取組への支援を行います。

#### イ 認知度向上・有利販売

- 「広島県産応援登録制度」の活用や地産地消の推進を通じて、消費者や実需者に対して県産農林水産物の認知度向上を図るとともに、実需者とのマッチングの機会を提供することで、生産者等の営業スキルの習得や魅力ある商品づくりを促し、有利販売に向けた新たな販路開拓を支援します。

#### ウ 6次産業化

- 6次産業化の相談窓口を設け、専門家を派遣して加工・販売のノウハウを提供するとともに、新商品開発や販路開拓に関して、ソフト・ハードの両面から支援を行います。
- 生産者と2次・3次事業者が連携する機会を設けます。

### (4) 取組の手順

#### ア 実需者ニーズに応える生産販売戦略

- 既存及び今後の販売が見込まれる実需者に対して、ニーズ調査を行います。
- ニーズ調査に基づき、生産拡大を見据えた「生産販売戦略」の策定を支援します。
- 産地の目指す姿を明確にして、内部・外部環境分析を行います。
- 流通全体の組替えを検討し、今後のターゲットを設定します。
- ターゲットに対して、マーケティングミックスをどのように設定するのかを明確にします。
- 策定された戦略に基づき、ターゲットに対する販路拡大を支援します。
- 必要に応じて、マーケティングミックスの実行を支援します。

##### ■ マーケティングミックス

製品(Produce): 品種・栽培方法, 出荷規格, パッケージ等の変更 等  
価格(Price): 製品・販売チャネル別の目標価格の獲得 等  
販売チャネル(Place): 商流・物流の変更 等  
プロモーション(Promotion): POP 作成, 店頭販促 等

#### イ 認知度向上・有利販売

##### (ア) 広島県産応援登録制度

- 「広島県産応援登録制度」の審査会を開催し、新たな商品を登録します。
- 専用ホームページ等により登録商品の情報発信を行い、認知度向上を図ります。
- 商談会を開催し、実需者とのマッチングの機会を提供します。
- 実需者との連携によるテストマーケティングを実施し、販路開拓を支援します。

##### (イ) 地産地消の推進

- ホームページやSNSを通じた情報発信の充実を図るとともに県内直売所等での地産地消キャンペーンを実施し、県産農林水産物のファンづくりを推進します。
- 量販店における県産農林水産物の常設売場の拡大を図るなど、実需者と連携した販売向上に取り組めます。



- 大学等と連携した地域食材のPRや、飲食店（ホテル等）における地産地消フェアの開催に取り組み、農林水産物・農村漁村に対する県民の理解を深めます。

## ウ 6次産業化の推進

### （ア）6次産業化サポートセンターの設置

- 6次産業化の相談窓口として、6次産業化サポートセンターを設置します。
- 6次産業化に取り組む生産者に対して加工・販売等に関する専門家（6次産業化プランナー）を派遣し、構想段階から計画策定・実行の各段階において、事業者の状況に応じたきめ細かなアドバイスを行います。

### （イ）新商品開発・施設整備等の支援

- 新商品開発に必要な試作やパッケージデザイン、販路開拓のための試食会や商談会への出展等を支援します。
- 新たな加工・流通・販売等のために必要な施設や6次産業化の取組に必要な施設等の整備を支援します。

### （ウ）交流会の開催

- 農林漁業者と2次・3次事業者の交流会を開催します。